

流山市農業委員会
平成26年第1回
総会議事録

平成26年1月27日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第1回総会議事録

1 期 日 平成26年1月27日(月)

2 場 所 流山市ケアセンター第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 3番 山崎 日出男 4番 中村 彰男

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 臨時職員 中里 友希

8 事務局 局長 岡田 一美 次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用).....	3
(3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について.....	6
(4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について.....	9
(5) 議案第5号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について.....	10
(6) 報告第1号 電気事業者の行う送電線張替工事について.....	12
(7) 報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について.....	13
(8) 報告第3号 合意解約の通知について.....	13
(9) 報告第4号 専決処理の報告について.....	14

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、それでは、ただ今から平成26年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

開会に先だって、25年度農業委員会視察研修にですね、大勢の皆さんが御参加いただきまして、ありがとうございました。

大変、この流山市と先方町さんとはですね、大分条件も違うようではございますけども、いろいろと勉強になったかと思えます。また、向こう様ですね、見習うところはまた、こちらでも見習いましてですね、一つ研究のためにして頂きたいと、このように思っています。

(午後3時1分中村 彰男委員入室)

ただいまのところ出席委員は16名中15名でございます。定足数に達していますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

3番、山崎委員、4番、中村委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、中里臨時職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第5号の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」までの5議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「電気事業者の行う送電線張替工事について」から報告第4号の「専決処理の報告について」までの4項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年1月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条許可申請は、1件です。

はじめに、権利者ですが、流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆、面積は1,031㎡です。

次に、申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため、農地の贈与を行いたいというものです。議案案内図につきましては、1ページです。

今月の3条許可申請は以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審査結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、流山クリーンセンターの南側約200mに位置している畑、1筆で、面積は1,031㎡でございます。

申請理由でございますけれども、義務者が高齢となったことから、営農意欲の向上を図るため、農業後継者に農地を贈与する申請があったものでございます。

申請地の畑は、耕起済みの状況でございました。

次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1.8haで主に米、畑では葱などの野菜を栽培しているということです。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

質疑無しと認め、これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 先ほど、私が言い忘れてまして青野委員はですね、ちょっと議会の所用で30分ほど遅れるということです。お知らせ申し上げます。

高市議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年1月27日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の4条許可申請は、恒久転用が2件です。

はじめに、1番ですが、申請者は流山市大字西深井の方です。なお、今回の申請地はお二人の共有名義のため、連名での申請となっております。また、お二人の関係は御夫婦で、職業は共に農業です。次に、申請がありました土地は流山市西深井の畑1筆で、申請面積は1,474㎡です。転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというもので、議案案内図につきましては2ページと3ページです。

次に、2番ですが、申請者は流山市大字西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の畑3筆で、申請面積は3,265.93㎡です。次に、転用目的につきましては、1番と同様に太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものです。議案案内図につきましては、4ページと5ページです。

今月の4条許可申請は以上の2件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審査結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件でございます。

本案件については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

本案件の1番、2番については、申請者は異なりますが、転用目的につきましては、いずれも太陽光発電設備を設置しようとするものでございます。

はじめに、1番の申請理由につきましては、申請者のお二人の年齢が高齢で、農業の後継者がいないため、今後の生活手段を考え、平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を用いて、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する、いわゆる「特定供給者」として電気事業者に電気を売電し、今後の生活を安定させるためということでした。

電力の買取価格は、今年の4月から10kw以上の場合、1kw当たり税込みで38.8円の見込みであり、買取期間は20年間ということです。

申請地は、東武野田線運河駅の南西約1.3kmに位置しており、周辺は、資材置場、駐車場、農地等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現地では、葱、ほうれん草が作付けされ、一部では耕起された状況でありました。

次に利用計画でございますが、申請地には防草シートを全面に敷設し、出力260Wの太陽電池モジュール216枚を架台に設置する設備を2施設整備するものでございます。

1施設当たり49.5kwの出力を得る予定です。

1施設当たり50kwを超えると電気事業法に基づき、自家用電気工作物となり、電気主任技術者の選任及び保安規定の届出をする必要があるなど制約があることから、出力を控えたとのことでした。

周辺農地等への被害防除対策といたしましては、外周にブロック2段積とし、高さ1mのフェンスを設置するとのことでした。また、雨水につきましては、施設内で、地中浸透処理とのことでした。

次に、資金計画につきましては、設置費及び外構整備費が約4,300万円で、金融機関から2,000万円を借入れ、残りの約2,300万円は自己資金で賄う計画で、金融機関からの融資証明並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に2番の申請理由につきましては、申請者の年齢が高齢であり、また医師から病気により農作業等の肉体労働に従事することを控えるよう診断されていることから、1番と同様、所有農地の一部に再生可能エネルギー発電設備を設置し、「特定供給者」となり、電気事業者に電気を売電し、今後の生活を安定させるためということでした。

申請地は、東武野田線運河駅の西約1kmに位置しており、周辺は、住宅、農地等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現地は、更地となっております。

次に利用計画でございますが、申請地には防草シートを全面に敷設し、出力245Wの太陽電池モジュールを208枚設置する設備を2施設、モジュールを200枚設置する設備を1施設、192枚のモジュールを設置する設備を1台、196枚を設置する施設を1施設の合計5施設を整備するものでございます。

1番と同様に1施設当たり50kwを超えると、電気事業法の制約があることから、1施設当たり44kwの出力を得る施設にするとのことです。

周辺農地等への被害防除対策といたしましては、外周にブロック2段積とし、高さ1.4mのフェンスを設置するとのことでした。また、雨水につきましては、施設内で、地中浸透処理とのことでした。

次に資金計画につきましては、設置費及び外構整備費が約1億円で、金融機関から8,000万円を借入れ、残りの約2,000万円は自己資金で賄う計画で、金融機関からの融資証明並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に他法令については、1番、2番とも特に該当はありません。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもっていずれも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番(酒巻委員) 設備の設置の大きさ、50kwを超えちゃうと制約があるということですけども、これはもったいないなという気がするんですけど、もしやるならこの電気主任技術者っていうのは自分で雇わなくてはならないのか、この辺をちょっとお聞きしたい。

山口次長補佐 今、酒巻委員からお話しありましたとおり、50kw/時を超える電気工作物を作ることによって、電気管理者を設置しなくてはならないという形になります。これは、有資格者でなければならぬという話になりますので、資格を持っていない方は電気工作物を点検することができないということになりますので。もし、その資格をお持ちの方であれば、その方が責任者として登録すればいいのかなということでございます。以上、よろしいでしょうか。

5番(酒巻委員) 資格を持っているか、代理でもいいから管理する人が必要なわけですね。

山口次長補佐 委託をしなくてはならないわけですね。委託をするとそれだけ費用的にかかるということですよ。

5番(酒巻委員) 第三種電気主任技術者でいいんだと思うんですけど、難しいんで

すかね。

山口次長補佐 国家資格になります。

5番(酒巻委員) せっかく広いのに50kwに制限してしまうのがもったいないなと思って質問させていただきました。

15番(石井委員) 大変、うちの近所で、3件という形になっておりますが、この2件とも近くであります、片方は4,000万、片方は1億円と大変な金だと思いますが、参考までにお聞かせ願いたいのですが、これは農協は貸さないということですが、この金融機関はどこでしょうか。

山口次長補佐 今の1億又は4,000万という話でございますけども、だいたい1施設当たり2,000万という形で考えていただければいいのかなと思います。それで、こちらの1億の方の融資先につきましては、普通の銀行ですね、地方銀行が窓口になっております。もう1件につきましては、JAさんの方から融資証明が出ております。以上です。

高市議長 他にございますか、御質問。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年1月27日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の諮問件数は、新規によるものが7件と、更新によるものが1件です。

はじめに、新規分から御説明させていただきます。

まず、1番ですが、権利者は流山市大字西深井の方で職業は兼農です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田2筆、面積は2,062㎡で、議案案内図は6ページ

です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。

次に、2番ですが、権利者は松戸市七右衛門新田の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田4筆、面積は2,947㎡で、議案案内図は1番と同じく6ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

次に4ページをお開きください。

新規の3番についてですが、権利者は2番の権利者と同じ方で、利用権を設定する土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,031㎡です。議案案内図につきましても、2番と同じく6ページで、利用権の設定期間につきましても、新規により6年間です。

次に、4番ですが、権利者は流山市平方の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田2筆、面積は1,915㎡で、議案案内図は6ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。

次に、5番ですが、権利者は流山市中の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,031㎡で、議案案内図は6ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。

次に、6番についてですが、権利者は5番の権利者と同じ方で、利用権を設定する土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,031㎡です。議案案内図につきましても5番と同じく6ページで、利用権の設定期間につきましても、新規により3年間です。

次に、7番ですが、権利者は流山市駒木台の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市北の田1筆、面積は1,090㎡で、議案案内図は7ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。

続きまして議案書の5ページを御覧ください。

次の8番につきましては、更新分となります。はじめに、権利者ですが、7番の権利者と同じ方で、利用権を設定する土地につきましては、流山市北の田2筆、面積は1,030㎡です。次に、議案案内図につきましては7番と同じく7ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

今月の利用集積計画につきましては以上の8件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が7件、更新によるものが1件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は兼農で年齢は58歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするもので

あります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は75歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、2番の権利者と同じ方であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に4番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は63歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に5番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は36歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約12ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして、4名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に6番でございますが、5番の権利者と同じ方であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に7番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は54歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.9ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして1名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に更新分です。

8番でございますが、7番の権利者と同じ方であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。本件については、賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成26年1月27日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の適格者証明願は2件です。

はじめに、1番ですが、相続人は流山市思井の方で、相続開始年月日は平成25年10月20日です。次に、納税猶予の願出がありました土地は、流山市思井及び流山市中と西平井にあります畑、合計で13筆、面積は6,906.20㎡で、議案案内図につきましては、8ページから11ページです。

続きまして議案書の8ページをお開きください。

次の2番についてですが、相続人は1番の相続人と同じ方で、納税猶予の願出がありました土地は、流山市芝崎にあります畑、合計2筆で、面積は910㎡です。議案案内図につきましては、12ページです。

今月の適格者証明願につきましては、以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和4年生まれで、平成25年10月に84歳で亡くなられた方でございます。

相続人は、被相続人の次男で昭和31年生まれの58歳でございます。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか妻と母親の3名であります。

申請地は、畑、15筆、7,816.20㎡で、思井、西平井の畑では、わけ葱、大根、ブロッコリーなどが作付けされ、中、芝崎の畑につきましては、運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内にあり、造成地の一部となっております。

換地後は、わけ葱を作付けして行きたいということでありました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第5号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページを御覧ください。

議案第5号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次の通り送付する。

平成26年1月27日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の施行令の規定によりまして、農業委員会は選挙人名簿登載申請書を受領した時は、1月31日までに市の選挙管理委員会に送付しなければならないとされていることから、本日の総会に上程をさせていただきます。

次に、今年の農業委員会委員選挙人名簿の登載者として送付します人数ですが、今年送付となる人数は、男性が816名、女性が同数の816名、合計人数では1,632名で、対前年比、昨年との比較では113名の減となっております。

また、次の10ページにはその内訳となっております一覧表を添付させていただきました。これには、各農家支部組合別の内訳の記載がございますので、合わせて御覧いただければと思います。

本案の御説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案については、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに、意見を附して選挙管理委員会に送付しなければならない、とされているところでございますが、これより本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員) この地区もかなり減っているような数字なんですけれども、一番減っていると思われる理由は何なんでしょうか。

吉田次長 今回は各農業者の方から提出されました申請書によりまして、数の方は記載させていただき上程させていただいているものでございます。その申請書の中で具体的な理由等の把握はできない形になっておりますので、正確な理由につきましては申し上げることはできませんけれども、ただ、考えられるものといましては農業従事者の高齢化ですね、それから、高齢化により従事の方が困難になってきた、また、更には亡くなった方もいらっしゃると思います。また、農地の方がですね、減少してしまった、例えば転用なり市街化の区画整理事業なりで10aを切ってしまったと等々の理由が考えられるものでございます。

8番(水野委員) まあ、分かり切っていた事なんですけどね。

高市議長 他に御質問ございますか。

こればかりは申請した方の、要するにね、投票権の問題ですから、出さない人は投票したくない人ですから、一応今回の場合はですね、このような数字になったということでお認め願いたいと、このように思います。

御異議がありましたらですね、1月31日までに意見を付して選挙管理委員会に送付しなければならないという条件がございますのでね、その辺もですね、早めにひとつお願いしたいと、このように思います。

質疑無いですか。

(なしの声あり)

高市議長 無いようですので、これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第5号については、原案のとおり送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第1号「電気事業者の行う送電線張替工事について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第1号

電気事業者の行う送電線張替工事について

農地法施行規則第53条第11号の規定により、次の通り事業計画書の提出があったので報告する。

平成26年1月27日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、農地法の施行規則の規定により、農地転用の許可等が不要となります。このため、農地転用の許可手続きに変えて、事業計画書の提出があったものです。

今月の御報告は4件ですが、事業者、並びに転用の目的も同じものとなっておりますので、本件の1番から4番につきましては一括して御報告をさせていただきます。

はじめに、事業者につきましては、柏市に住所を置く電気事業者です。対象となります土地は流山市野々下四丁目及び流山市野々下六丁目にあります田11筆、面積は1,364㎡です。次に、転用目的につきましては、送電線の劣化に伴う電線張替を行うもので、議案案内図は13ページと14ページです。

(午後3時49分青野委員入室)

本件の御報告につきましては以上の4件です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら承ります。

送電線の張替工事です。

特にないようですので、次に進ませさせていただきます。

高市議長 次に、報告第2号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第2号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号の規定により、次の通り事業計画書の提出があったので報告する。

平成26年1月27日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましても、農地法の施行規則の規定により農地転用の許可等が不要になります。このため、農地転用の許可手続きを変えて、事業計画書の提出があったものです。

はじめに、事業者ですが、東京都渋谷区に住所を置く認定電気通信事業者です。

対象となります土地は、流山市前ヶ崎の畑1筆、面積は505㎡の内70.32㎡。転用目的につきましては、携帯電話用無線基地局建柱を設置するもので、議案案内図は15ページです。

本件につきましては以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら承ります。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第3号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第3号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年1月27日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

合意解約がされました農地は、流山市古間木の畑1筆、面積は3,030㎡で、解約通知書の受付年月日は平成25年12月16日です。この農地につきましては、利用集積制度を活用して貸借が行われていた農地ですが、借り受け人の方が耕作が困難になってきたことから、貸付け人の方と協議が行われ、解約がなされたものです。議案案内図につきましては、16ページとなっております。

今月の合意解約は以上の1件です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございますか。合意解約です。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の15ページをお開きください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年1月27日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

今月は2件で、移転の原因はいずれも相続によるものです。また、内容につきましては記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしました。

今月の農地法第3条の3第1項の届出の合計は、以上2件、26筆、16,554㎡、内訳は田12筆9,899㎡、畑14筆6,655㎡でした。

続きまして、議案書の17ページを御覧ください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の御報告は16件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が13件、店舗用地が1件、駐車場とするものが2件でした。

今月の4条届出の合計は、以上16件、26筆、13,732.49㎡、地目別の内訳では、田が4筆、1,141.08㎡、畑が22筆、12,591.41㎡でした。

次に、議案書の19ページをお開きください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の御報告は12件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が11件、贈与が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が11件、駐車場とするものが1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上12件、20筆、5,552㎡、地目別の内訳では、田が7筆、2,334㎡、畑が13筆、3,218㎡でした。

本件の御報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら賜ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年1月27日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 山崎 日出男

流山市農業委員会委員 中村 彰男